

行政機関等匿名加工情報に関する提案の募集の公示（募集要綱）

令和 7 年 1 1 月 5 日

令和 7 年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集の公示

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）第 53 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年度「行政機関等匿名加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項（提案の募集要綱）を以下のとおり公示します。

大分県知事 佐藤樹一郎

1 趣旨

行政機関等が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 111 条の規定に基づいて、大分県知事が保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものです。

2 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる具体的な個人情報ファイルは、大分県総務部県政情報課のホームページ（ウェブサイト）の「提案の対象となる個人情報ファイルである旨を記載した個人情報ファイル簿一覧」に掲載しています。

【参考】次の（1）から（3）までのいずれにも該当する個人情報ファイルを提案の対象としています。

- （1）個人情報ファイル簿が作成され、公表されることとなるもの（法第 60 条第 3 項第 1 号）。
- （2）個人情報ファイルに大分県情報公開条例（平成 12 年大分県条例第 47 号。以下「情報公開条例」という。）の規定による公文書公開請求があったとしたならば、次の①又は②のいずれかを行うこととなるもの
 - ①個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の全部又は一部を公開する旨の決定をすることとなるもの（法第 60 条第 3 項第 2 号イ）
 - ②情報公開条例第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えることとなるもの（法第 60 条第 3 項第 2 号ロ）

(3) 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、行政機関等匿名加工情報を作成することができるものであること（法第 60 条第 3 項第 3 号）。

3 提案の主体（提案者の要件）

行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問いません（注）。また、単独提案、共同提案のいずれも可能です。

ただし、法第 113 条の規定により、次に掲げる①から⑥まで（欠格事由）のいずれかに該当する者は提案できません。

- ①未成年者
- ②心身の故障により行政機関等匿名加工情報等をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ③破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ④拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- ⑤法第 120 条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して 2 年を経過しない者
- ⑥法人その他の団体であって、その役員のうちに上記①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの

（注）代理人による提案をする場合は、その代理人の権限を証する書面を添えて提案してください。

4 募集期間

令和 7 年 1 1 月 5 日（水）から令和 7 年 1 2 月 5 日（金）まで

5 提案の方法

(1) 提出書類

提案に当たっては、次に掲げる書類（以下「提案書類」という。）を提出してください。

○提案書類

①提案書

☐ 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

②添付書類

☐ 誓約書（上記 3. の①から⑥までに該当しないことを誓約する書面）

☐ 暴力団排除に関する誓約書

□行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面

□提案をする者の本人確認書類（注 1）

□委任状（代理人の権限を証する書面）（注 2）

※必要に応じて上記以外の書類の提出を求める場合があります。

（注 1）提案をする者が個人である場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等の写しを添付してください。提案する者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書や印鑑登録証明書等（提案の日前 6 か月以内に作成されたものに限り。）を添付してください。

（注 2）代理人による提案をする場合に限ります。

（2）提案書類の提出方法

持参（注 1）又は郵送・信書便（注 2）により、提案書類 2 部を提出してください。なお、提案書類を提出するに当たっては、事前に御相談、御連絡いただけますと円滑な受付が可能です。

（注 1）持参による場合は、平日の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

（注 2）郵送・信書便による場合は、封筒の表面に「行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案書類在中」と朱書きしてください。また、締切日当日必着です。

○提案書類の提出先

〒870-8501

大分県大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号

大分県総務部県政情報課情報公開班

6 提案の審査基準

提案については、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査します。

- ①提案者が法第 113 条各号（欠格事由）のいずれにも該当しないこと。
- ②提案者が別表に掲げるいずれにも該当しないこと及び別表に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ③提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて 1,000 人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- ④特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして規則第 62 条で定める基準に適合するものであること。

- ⑤行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- ⑥利用期間が事業の目的内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間であること。
- ⑦提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- ⑧大分県知事が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に当該行政機関等の事務に著しい支障を及ぼさないものであること。

7 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、各提案者に個別に通知します。

8 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約

審査基準に適合すると認めるときは、提案者に対して審査結果通知書とともに同封する規則別記様式第 10「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」及び契約の締結に関する書類（契約書 2 通）に必要事項を記入して提出することにより、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、所定の手数料を納付していただきます。ただし、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認めません。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、規則別記様式第 11「審査結果通知書」に理由を付してその旨を通知します。

9 留意事項

- (1) 提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要綱の記載内容を承諾したものとします。
- (2) 大分県知事からの審査結果通知書等の送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。
- (3) 提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求めることがあります。
- (4) 大分県知事が作成・提供した行政機関等匿名加工情報の著作権は大分県知事に帰属します。
- (5) 行政機関等匿名加工情報の利用は契約に基づくものであるため、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の対象外となります。
- (6) 提案書類は返却しません。

10 提案に関する連絡先

提案の手續等についてご不明な点がございましたら、下記県政情報課情報公開班まで、各個人情報ファイルの内容については個人情報ファイル簿に記載の「行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地」の担当所属まで、お問い合わせください。

なお、相談内容により時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○提案に関する連絡先

大分県総務部県政情報課 情報公開班

電 話 : 097-506-2281

電子メール : a11700@pref.oita.lg.jp

別表

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 2 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 3 暴力団員が役員となっている事業者
- 4 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- 5 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- 6 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- 7 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- 8 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者